

一般社団法人職業教研究開発推進機構  
会友「MWT」及び 賛助会員 規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人職業教育研究開発推進機構（以下、「当法人」という。）定款第36条の規定に基づき、本会の会友「MWT」と賛助会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会友 「MWT (Member of W Together)」)

第2条 一般社団法人職業教研究開発推進機構が提供するサービスを利用する個人を会友「MWT(Member of W Together)」とする。

2 会友「MWT」への入会は、当法人のホームページ上で氏名とメールアドレスを登録した時点で承認される。

3 入会金・会費は無料とする。

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、当法人の趣意に賛同し、その事業を援助する個人、法人又は団体で、所定の賛助会費を納めるものとする。

(入会)

第4条 賛助会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書により申し込みをし、代表理事の承認があったときに会員となる。また、1年度の単位は4月～翌年3月とする。年度途中に入会する場合は、12月までは別に定める入会金・年会費を必要とする。1月以降の場合、初年度は入会金のみとし、年会費は翌年度4月より発生する。

(退会)

第5条 会友並びに賛助会員が退会を希望する場合、書面（データ含む）にて事務局へ意思を示すことで、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しないものとする。

(除名)

第6条 会友並びに賛助会員が、故意、過失に問わず、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、理事会の決議により、その社員を除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、基本第三者への会友・賛助会員の資格の継承はできないものとする。

(守秘義務)

第7条 当法人は、会友並びに賛助会員の許可を得ずに、その個人情報を公開または使用することはできない。また、会友並びに賛助会員は、当法人の許可を得ずに、会友や賛助会員として知り得た非公開情報を、会友・会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

第8条 会友並びに賛助会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会友並びに会員情報など、当法人へ虚偽の申請をする行為
- (2) 他の会友並びに会員、第三者若しくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為又はそれらの恐れがある行為
- (3) 事前の許可なく当法人のロゴマークなどを WEB や印刷物などへ転用する行為
- (4) その他、理事会が不適切と判断する行為

(協議条項)

第9条

この規定に定めのない事項および解釈につき疑義を生じた事項については、当法人と会友及び賛助会員は誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

附則

この規則は、令和3年10月30日から施行する。(令和3年10月30日理事会決議)